

資料9

障害者芸術文化活動
普及支援事業

- 文化プログラム等において、障害者が活躍、参加する環境づくり
- 「東京2020参画プログラム」、「beyond2020プログラム」への認証の推進による機運醸成
- 東京2020大会のレガシー創出

全国障害者
芸術・文化祭の開催

障害者芸術・文化祭の
サテライト開催事業

1. 障害者芸術文化活動普及支援事業

〔令和2年度予算案〕338,500千円（令和元年度予算額 231,500千円）

〔事業内容等〕

地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、全国に障害者の芸術文化活動に関わる支援センター等の設置を行い、支援の枠組みを整備することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の普及を支援する。

令和2年度においては、都道府県における支援センターの設置を一層促進するとともに、広域センター（ブロックレベル）について、各地の支援センターで実施される支援の質を高めるための取組の拡充（自治体、支援センターの取組の実態把握・課題分析の強化、支援センターの支援の好事例等の普及、自治体の障害者芸術基本計画の策定支援等）を図ることとしている。

- (1) 都道府県レベルにおける活動支援（県内の相談支援、人材育成、関係者のネットワークづくり等）
- (2) ブロックレベルにおける広域支援（実施県・未実施県の支援、ブロック研修等）
- (3) 全国レベルにおける支援（全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等）

〔実施主体〕 (1) 都道府県 (2)(3) 社会福祉法人、NPO法人等

〔補助率〕 (1) 都道府県 1/2 (2)(3) 社会福祉法人等 定額(10/10相当)

2. 全国障害者芸術・文化祭の開催

〔令和2年度予算案〕70,500千円（令和元年度予算額 70,500千円）

〔事業内容等〕

文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助を行う。各都道府県で実施するサテライト開催事業と連携・連動し、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制を構築する。

※ 令和2年10月17日～12月6日 宮崎県で開催予定

3. 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業

〔令和2年度予算案〕地域生活支援促進事業（55億円）の内数

〔令和元年度予算額〕地域生活支援促進事業（54億円）の内数

〔事業内容等〕

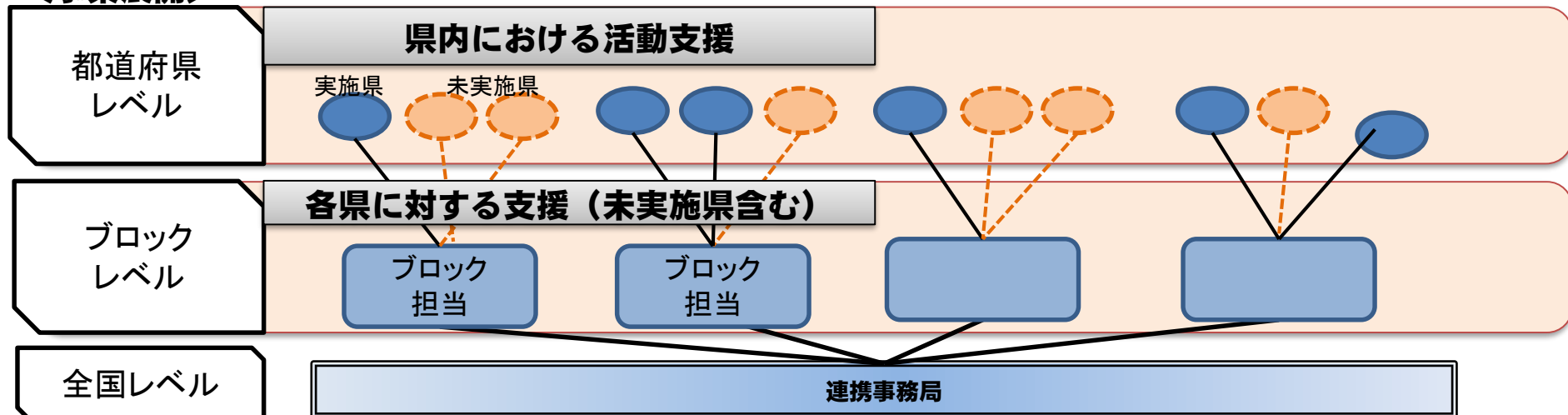
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムの充実に向けて、令和2年度宮崎県で開催する全国芸術・文化祭と連動し、各都道府県においてサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

〔実施主体〕 都道府県（全国障害者芸術・文化祭の開催県以外の都道府県）

〔補助率〕 1/2

障害者芸術文化活動普及支援事業の展開 【令和2年度予算案】338,500千円（令和元年度予算額 231,500千円）

＜事業展開＞



＜各レベルの事業内容＞

	(1) 都道府県レベル	(2) ブロックレベル	(3) 全国レベル
事業内容	障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を行う事業所を支援する「支援センター」を設置し、次の事業を行う。	各支援センターをブロック単位で支援する「広域センター」を設置し、次の事業を行う。	全国の支援センター及び広域センターを横断的に支援する「連携事務局」を設置し、次の事業を行う。
	ア 都道府県内における事業所等に対する相談支援（支援方法、権利の保護、鑑賞支援等）	ア 都道府県の支援センターに対する支援（支援センターへ関係機関や専門機関の紹介、アドバイス、実態把握を通じた好事例の紹介等）	ア 広域センター等に対する支援（広域センターや支援センターへ関係機関や専門家の紹介、アドバイス等）
	イ 芸術文化活動を支援する人材の育成等	イ 支援センター未設置都道府県の事業所等に対する支援	イ 全国連絡会議の実施
	ウ 関係者のネットワークづくり	ウ 芸術文化活動に関するブロック研修開催	ウ 全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築
	エ 発表等の機会の創出	エ ブロック内の連携の推進	エ 成果報告とりまとめ、公表等
	オ 情報収集・発信（都道府県内の実態把握、情報発信）	オ 発表等の機会の創出	オ 障害者団体、芸術団体等との連携
			カ 地方自治体の障害者芸術計画の策定支援

目的

障害者芸術・文化祭は、全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加者の促進に寄与することを目的とする。

主催

厚生労働省、開催地都道府県、開催地市町村等

開催地等

- (1) 毎年1回、秋季（概ね10月～12月の間）に開催
- (2) 開催地は、都道府県持ち回りで、毎年1回開催

※ 平成27年度から、国民文化祭と同一都道府県で開催

令和2年度事業内容

- 大会名： 第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会
- キャッチフレーズ： 山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ
- 基本方針（テーマ）：
 - ① 「神話の源流みやざき」の探求
 - ② すべての県民が参画し、若い世代が輝く
 - ③ 新しい出会いから始まる文化の創造
 - ④ 共に生きる 共に感じる 文化で紡ぐ共生社会
 - ⑤ 「ひなた」に育まれた食と暮らし そして世界へ
- 会期： 令和2年10月17日（土）～12月6日（日） 51日間
- 事業内容：
 - (1) 県実行委員会主催事業（総合フェスティバル、フォーカスプログラム、パートナーシッププログラム、共に生きて共に感じる芸術文化プログラム）
 - (2) 市町村実行委員会主催事業（分野別フェスティバル133事業）



(参考) 開催状況等

- | | | | | |
|-------------|--------------|---------------|----------------------------------|---------------|
| 第1回(H13)大阪府 | 第6回(H18)沖縄県 | 第11回(H23)埼玉県 | 第16回(H28)愛知県 (平成28年12月9日～11日) | 第21回(R03)和歌山県 |
| 第2回(H14)岐阜県 | 第7回(H19)長崎県 | 第12回(H24)佐賀県 | 第17回(H29)奈良県 (平成29年9月1日～11月30日) | 第22回(R04)沖縄県 |
| 第3回(H15)東京都 | 第8回(H20)滋賀県 | 第13回(H25)山梨県 | 第18回(H30)大分県 (平成30年10月6日～11月25日) | 第23回(R05)石川県 |
| 第4回(H16)兵庫県 | 第9回(H21)静岡県 | 第14回(H26)鳥取県 | 第19回(H31)新潟県 (令和元年9月15日～11月30日) | |
| 第5回(H17)山形県 | 第10回(H22)徳島県 | 第15回(H27)鹿児島県 | 第20回(H32)宮崎県 (令和2年10月17日～12月6日) | |

（1）事業目的

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムの充実に向け、全国における障害者による芸術文化活動の裾野の拡大や一般国民も交えた参加機会の拡充を図ることを目的とする。

（2）実施主体

都道府県（当該年度における障害者芸術・文化祭開催県を除く。）

（3）事業内容

- ア 毎年実施する障害者芸術・文化祭と連携・連動して、障害者の芸術・文化祭をサテライトで開催する。
- イ 対象とする分野は、美術・音楽・演劇等の分野で構成する。

（4）留意事項

- ア 芸術・文化祭の開催期間は、休日等を含んで概ね2日以上とする。
- イ 開催に当たっては、芸術・文化祭に必要な企画等のため、実行委員会を組織すること。
- ウ 全国障害者芸術・文化祭開催都道府県に配置するコーディネーターとの連携を図ること。
- エ 障害者芸術文化活動普及支援事業の実施団体との連携を図ること。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(概要)

法の背景・目的(1条)

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらす

文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を
総合的かつ計画的に推進

→ 障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

基本理念(3条)

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかず人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない
 - ・ 障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
 - ・ 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

国および地方公共団体の責務(4条、5条)

- 国は基本理念に則り、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する(4条)
- 地方公共団体は基本理念に則り、障害者による文化技術活動の推進に関し、国と連携を図り、自主的かつ主体的に地域特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する(5条)

基本的施策

- ① **文化芸術の鑑賞の機会の拡大(9条)**
 - ・ 字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進
 - ・ 施設のバリアフリー化等の障害者の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進 など
- ② **文化芸術の創造の機会の拡大(10条)**
 - ・ 社会福祉施設、学校等で必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境整備 など
- ③ **文化芸術の作品等の発表の機会の確保(11条)**
 - ・ 公共施設における発表のための催しの開催推進
 - ・ 芸術上価値が高い作品等の海外発信 など
- ④ **芸術上価値が高い作品等の評価等(12条)**
 - ・ 作品等の発掘・専門的な評価を行う環境の整備
 - ・ 保存場所の確保 など
- ⑤ **権利保護の推進(13条)**
 - ・ 著作権等の制度に関する普及啓発
 - ・ 著作権保護等に関するガイドラインの公表
 - ・ 契約締結時の障害者への支援の充実 など
- ⑥ **芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(14条)**
 - ・ 企画、対価の授受等に関する事業者との連絡 調整を支援する体制の整備 など
- ⑦ **文化芸術活動を通じた交流の促進(15条)**
 - ・ 小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援
 - ・ 特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供
 - ・ 国際的な催しへの参加促進 など
- ⑧ **相談体制の整備等(16条)**
 - ・ 文化芸術活動について障害者、その家族等からの相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備 など
- ⑨ **人材の育成等(17条)**
 - ・ ①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、⑧の相談等に関わる人材の育成・確保のための研修、大学等における当該育成に資する教育の推進 など
- ⑩ **情報の収集等(18条)**
 - ・ 国内外の取組に関する情報収集・整理・提供 など
- ⑪ **関係者(国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等)の連携協力(19条)**

※ ⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化(7条)、
地方公共団体は計画策定の努力義務(8条)

【推進体制】 文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動推進会議」を設置
→ 連絡調整に際して意見を聴く学識経験者の会議を設置

【財政措置等】 政府に対し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置の実施を義務付け

「障害者文化芸術活動推進基本計画」の概要

平成31年3月策定
文部科学省 厚生労働省

本計画の位置付け

- ・ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）」（以下「障害者文化芸術推進法」という。）第7条に基づき、障害者基本法及び文化芸術基本法の理念や方針を踏まえ策定
- ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとする

障害者による文化芸術活動推進に当たっての意義と課題

障害者による文化芸術活動の推進は、現在生じている文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築するためのものであり、文化芸術活動全般の推進や向上に貢献し、我が国に新しい価値の提案をもたらすと同時に、共生社会の実現に寄与する

基本的な方針

- 障害者文化芸術推進法の定める3つの基本理念を基本的な視点とし、具体的な施策に取り組む

視点1) 障害者による文化芸術活動の幅広い促進

芸術家を目指す人から日常の楽しみとして行う人まで、いかなる障害者でも、地域の様々な場で幼少期から生涯にわたり、多様な文化芸術活動に全国津々浦々で参加できることが重要

視点2) 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化

新たな価値観や文化創造に寄与する作品・活動も多く生まれており、文化芸術が有する多様な価値を幅広く考慮し、その評価のあり方を固定せずに議論を続けていくことが重要

視点3) 地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

地域の様々な領域で、多様な主体が円滑に活動できる環境や関係者の連携体制を整備し、地域に新たな活力を生み出し、障害への理解を深め、誰もがお互いを尊重し合う豊かな地域社会を構築することが重要

施策の方向性

- 障害者基本計画及び文化芸術推進基本計画の計画期間を踏まえ、平成31～34年度を対象期間とする

(1) 鑑賞の機会の拡大

- ・ 障害特性に応じた利用しやすい環境整備の推進
- ・ 適切な対応ができる人材の育成
- ・ 地域における鑑賞機会の創出 等

(2) 創造の機会の拡大

- ・ 創造活動の場の創出・確保
- ・ 多様な創造活動の場における環境・内容の充実
- ・ 創造活動の場と障害者をつなぐ人材の育成 等

(3) 作品等の発表の機会の確保

- ・ 発表の場の創出・充実
- ・ 海外への発信 等

(4) 芸術上価値が高い作品等の評価等

- ・ 作品や活動等の情報収集・発信と環境整備
- ・ 作品や活動に対する保存等の取組 等

(5) 権利保護の推進

- ・ 作品等に関わる様々な諸権利の普及啓発
- ・ 自らの意思表示に困難を伴う障害者への配慮
- ・ 研修、相談などの環境整備等 等

(6) 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援

- ・ 企業等における環境整備や販路開拓の促進
- ・ 地域における相談支援体制の促進 等

(7) 文化芸術活動を通じた交流の促進

- ・ 地域、国内外など幅広い交流の促進
- ・ 文化、福祉、教育等の各分野の連携・交流 等

(8) 相談体制の整備等

- ・ 地域における相談や支援体制の全国的な整備 等

(9) 人材の育成等

- ・ 障害者による文化活動を理解し支援等を行うための人材の育成・教育 等

(10) 情報の収集等

- ・ 障害者による文化芸術活動の調査研究
- ・ 国内外における情報収集・発信の促進 等

(11) 関係者の連携協力

- ・ 身近な地域におけるネットワークの整備
- ・ 各地域を結んだ広域的な連携の推進 等